

参考資料(2)

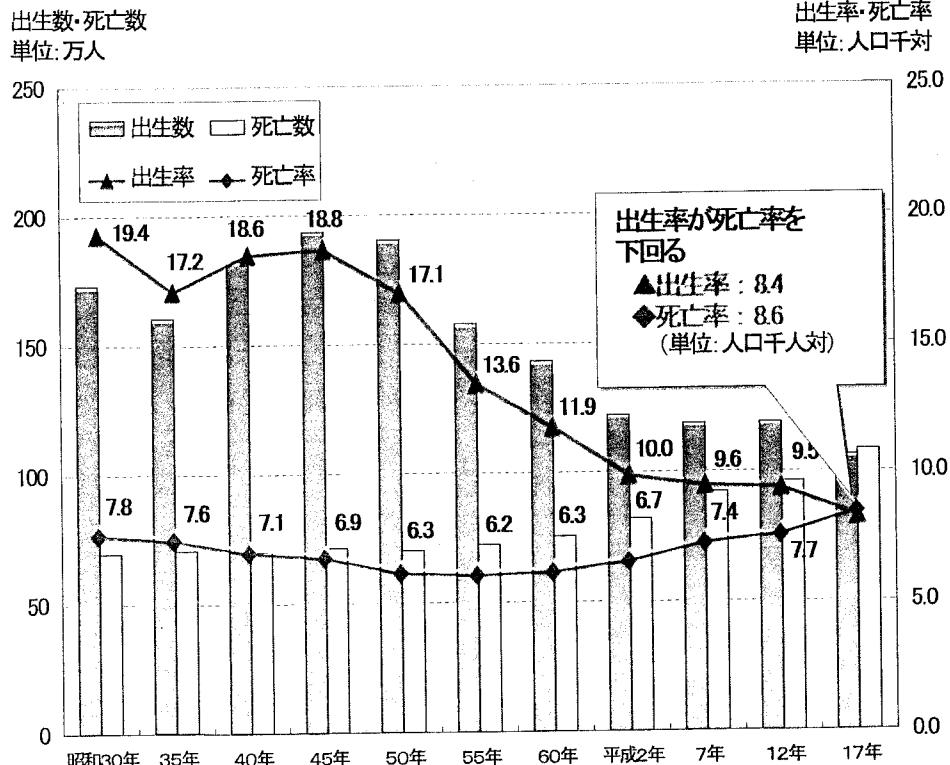
国土交通省

平成18年8月

人口減少社会の到来

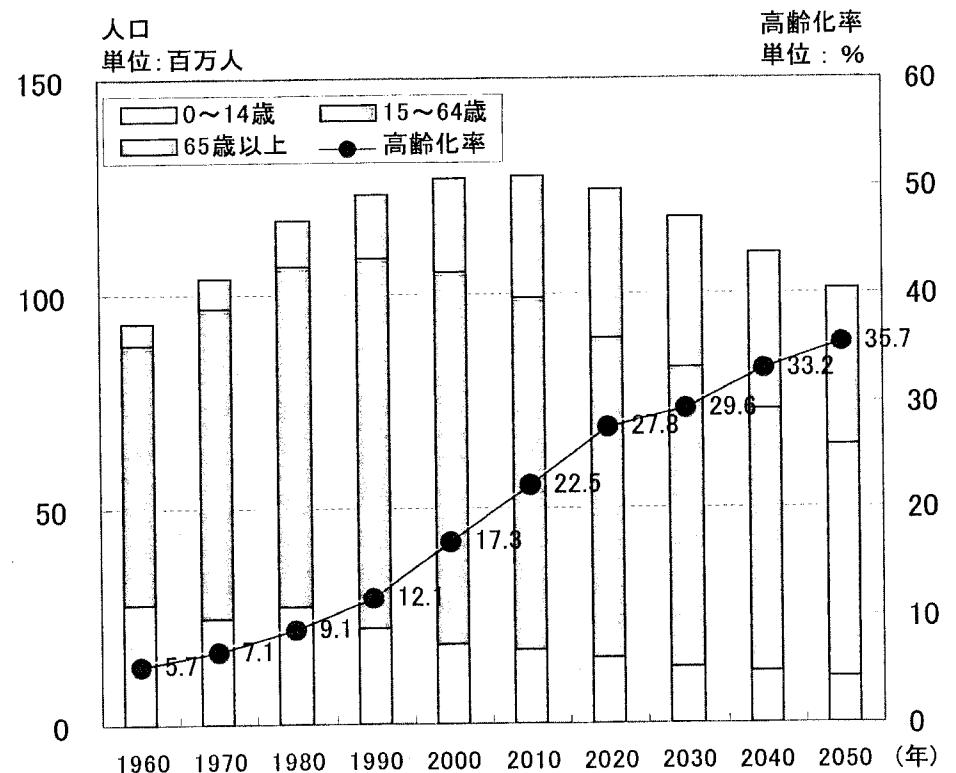
少子高齢化が進行し、平成17年には統計を取り始めて(明治32年)以降、初めて出生率が死亡率を下回った。今後も少子高齢化が進行し、2050年には、高齢者人口の割合が現在の約2倍になると推計されている。

■出生率と死亡率の推移



出典: 厚生労働省平成17年度人口動態統計月報

■年齢別人口と高齢化率の推移

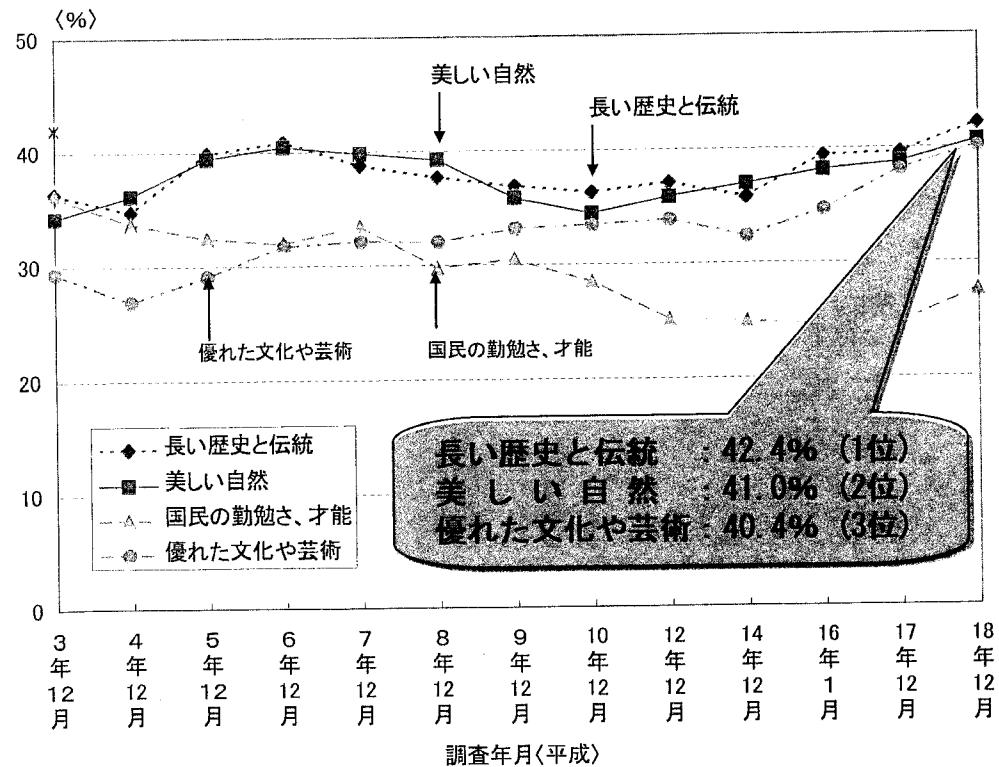


出典: 国立社会保障・人口問題研究所(2002年1月推計)
日本の将来推計人口(~2050、中位推計)

国民の意識

- ・防犯・防災、介護・福祉、環境保全などの分野で地域の人が中心となって取り組む必要があると感じている人の割合が高い。また、現在地域の活動に参加している人の割合は約1割であるが、今後は参加したいと思う人の割合は約5割となっている。
- ・日本の国や国民について、誇りに思うものとして「長い歴史と伝統」、「美しい自然」、「すぐれた文化や芸術」を挙げる人の割合が近年増加しており、いずれも4割を超えており。

■日本の誇りに思うこと（上位4位、複数回答）

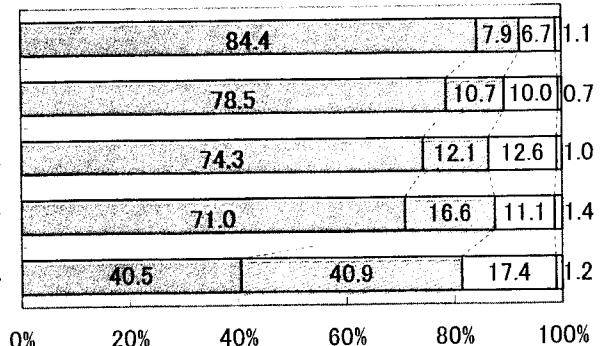


出典：内閣府 社会意識に関する世論調査（平成18年2月調査）

■地域住民による活動の必要性

「あなたの住んでいる地域の人が中心となって積極的に取り組むことが必要だと感じますか。」

必要性を感じる割合が7割以上

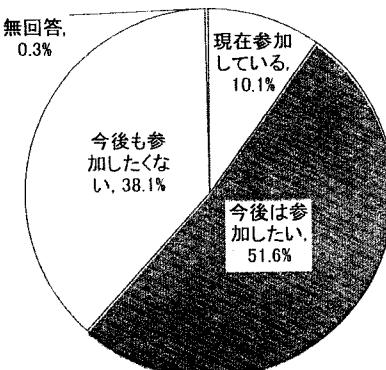


必要だと感じる 特に必要はないと感じる わからない 無回答

出典：内閣府 平成15年度 国民生活選好度調査

■地域の活動への参加状況

「あなたはNPOやボランティア、地域の活動などに参加したことがありますか。また、今後参加したいと思いますか。」

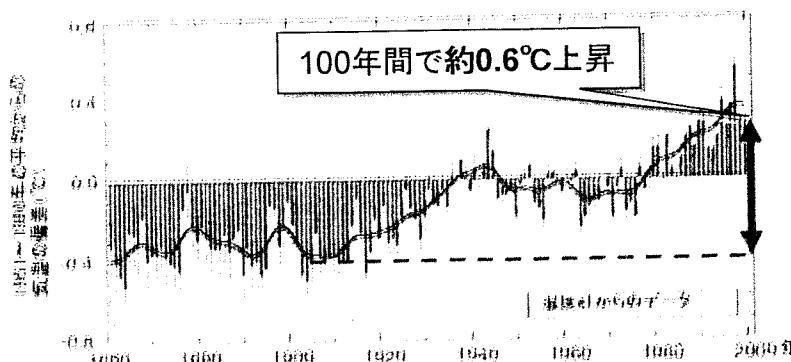


出典：内閣府 平成15年度 国民生活選好度調査

地球環境問題等の進行

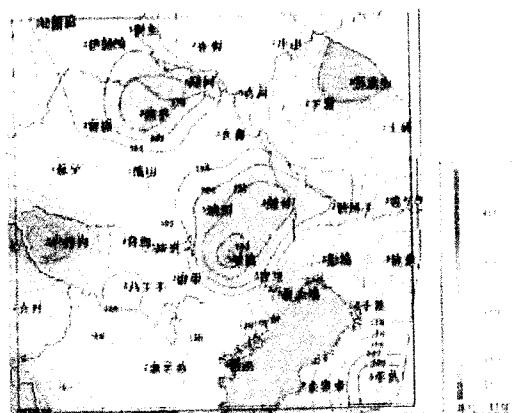
- ・ 地球温暖化の進行により、地球の平均気温は20世紀の約100年間で約0.6°C上昇(日本では約1.0°C上昇)し、対策が講じられない場合、2100年までに最大5.8°C上昇と推定(IPPC第3次評価報告)
- ・ 自動車などから排出される人工排熱の増加、緑地・水面の減少と建築物・舗装面の増大による地表面の人工化等によるヒートアイランド現象が進行し、日本の大都市では平均気温が2~3°C上昇。

■過去140年の地球全体の平均気温の変化



出典：PCC第3次評価報告書第1作業部会

■東京地域の30°C以上の時間数 (上:1981年、下:1999年)



■日本の大都市の平均気温及び日最低気温の100年(1901~2000年)当たりの上昇量

地点	100年当たりの上昇量(°C/100年)		
	年平均気温	年平均最低気温	年平均最高気温
札幌	+2.8	+4.1	+0.9
仙台	+2.3	+3.1	+0.7
東京	+3.0	+3.8	+1.7
名古屋	+2.6	+3.8	+0.9
京都	+2.5	+3.8	+0.5
福岡	+2.5	+4.0	+1.0
大都市(上記6都市)平均	+2.5	+3.8	+1.0
中小規模36都市平均	+1.0	+1.4	+0.7

気温30°Cを超える区域
が広域化・長時間化



出典:「20世紀の日本の気候」気象庁

■地球環境問題等の施策

京都議定書目標達成計画 平成17年4月28日閣議決定

CO2吸収源対策、都市の省CO2化、地球温暖化対策の普及啓発としての都市緑化等の位置づけ

ヒートアイランド対策大綱 平成16年3月30日ヒートアイランド対策関係府省連絡会議決定

人工化された地表面被覆の改善、都市形態の改善のための緑の確保等

新・生物多様性国家戦略 平成14年3月27日地球環境保全に関する関係閣僚会議決定

生物多様性の保全、自然再生、持続可能な利用のための公園緑地、道路等の施策の位置づけ

大地震発生による被害の可能性

大地震が30年以内に発生する確率は50%を超えると想定されているが、地震時に大きな被害が想定される危険密集市街地は、東京、大阪各々で6,000ha、全国で約25,000haにのぼる。また、昼間人口の多い大都市においては、住民の避難を想定した避難地の整備とともに、多数の発生が想定される帰宅困難者に対する対応が必要。

■大規模地震の発生確率の事例

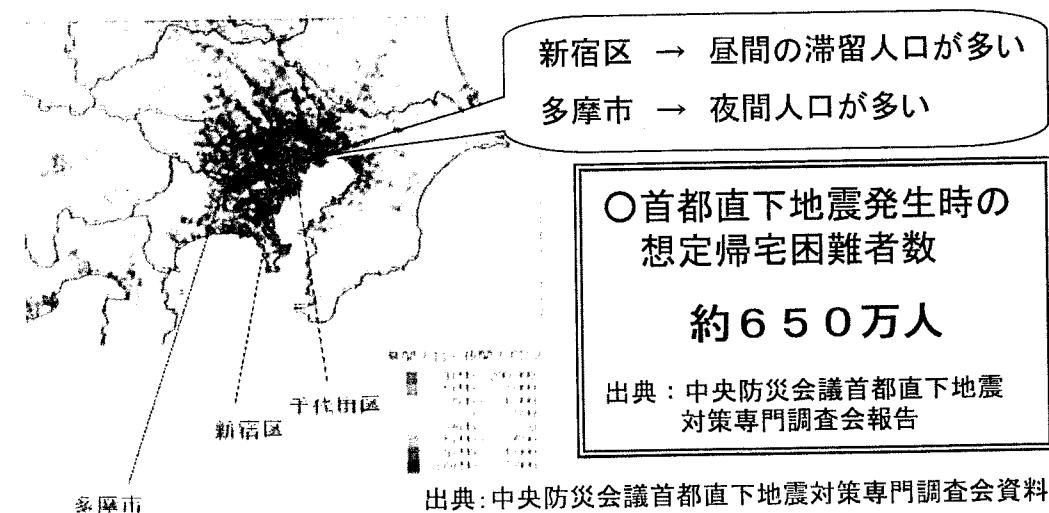
(算定基準日:平成18年1月1日)

領域または地震名	長期評価で予測した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			
		10年以内	30年以内	50年以内	
東南海・南海地震	8.1前後	同時 8.5前後	10~20%	60%程度	90%程度
南海地震	8.4前後		10%程度	50%程度	80%~90%
東海地震(注1)	8程度	—	87%(参考値)	—	
宮城県沖地震	7.5前後	連動 8.0前後	50%程度	99%	—
三陸沖南部海溝寄り地震	7.7前後		30~40%	80~90%	90%程度以上
南関東のM7程度の地震(注2)	6.7~7.2程度	30%程度	70%程度	90%程度	

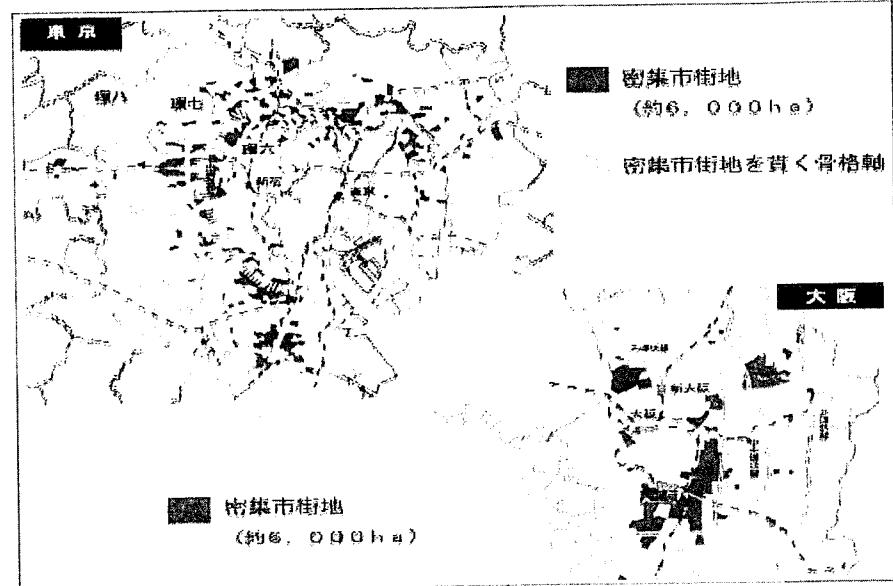
注1:「全国を概観した地震動予測地図」報告書で用いた方法による想定東海地震の確立

注2:大正型関東地震、元禄型関東地震を除く

出典:地震調査委員会「今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」



■密集市街地の分布状況



都市再生プロジェクト第三次決定(H13年12月)

- ・密集市街地(東京、大阪各々約6,000ha、全国で約25,000ha)について、今後10年間で最低限の安全性を確保。
- ・東京・大阪において、密集地市街地を大きく貫く緑のオープンスペース機能を持つ連続した骨格軸を形成する。

出典:都市再生本部 都市再生プロジェクト第三次決定参考資料

緑とオープンスペースに関わる施策体系

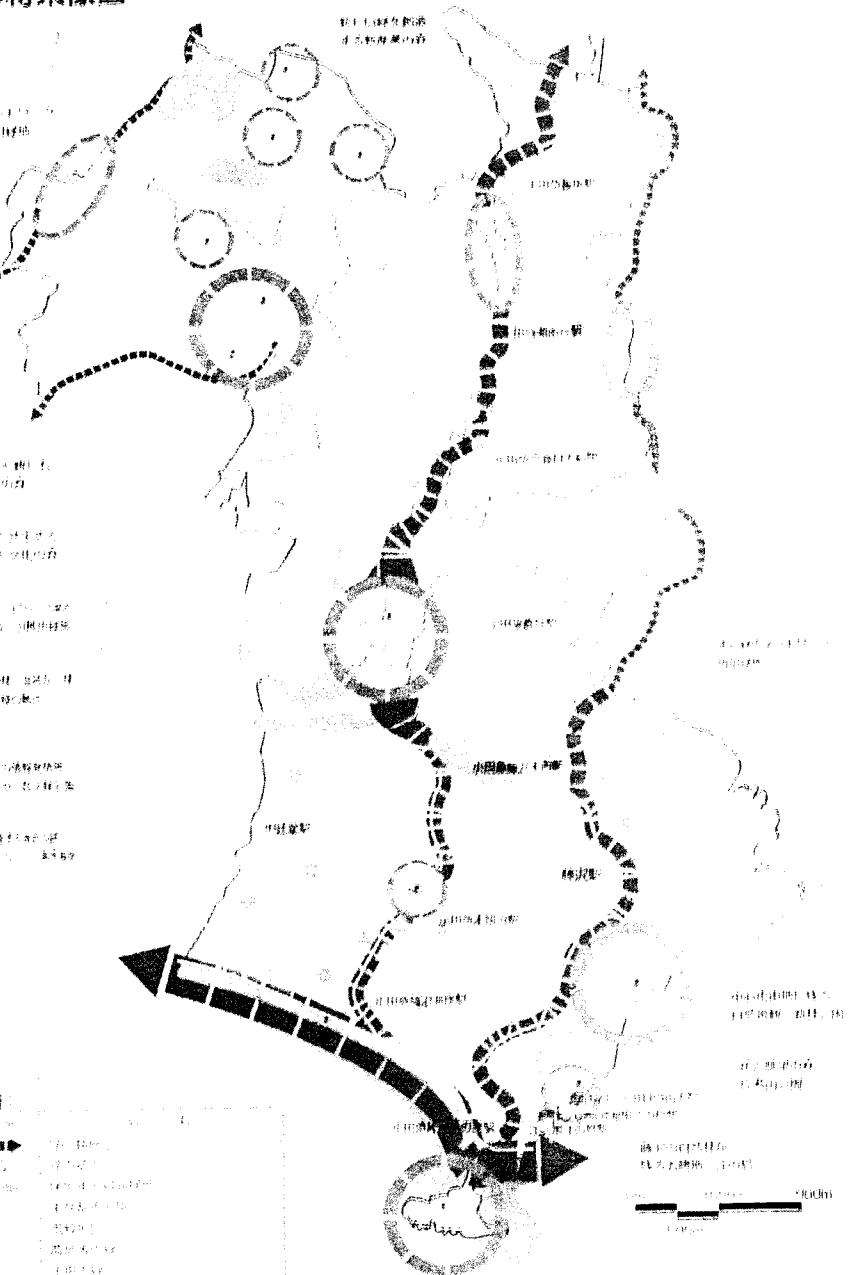
	〈国土交通省〉	〈国庫補助等〉	〈地方公共団体〉
方 基 本	緑の政策大綱	地方公共団体の計画策定費に対する国庫補助	広域緑地計画(都道府県を対象) 緑の基本計画(市町村を対象)
緑の保全	近郊緑地保全計画 (首都圏・近畿圏を対象) (首都圏近郊緑地保全法等) 歴史的風土保存計画 (古都を対象) (古都保存法・明日香村特別措置法)	古都及び緑地保全 事業費補助	緑地の保全 ・特別緑地保全地区 ・緑地保全地域 ・市民緑地制度 ■他の法律で定められるもの ・歴史的風土特別保存地区・風致地区 ・生産緑地地区・保存樹・保存樹林制度 ・自治体独自の条例等に基づく制度
緑の創出	【都市公園法】 国営公園の整備・管理	緑地環境整備総合支援事業費補助 税の優遇措置 事業費補助 都市公園	【都市緑地法】 緑化の推進 民有地の緑化 ・緑化地域制度 ・緑化施設整備計画認定制度 ・緑地協定制度 ・市民緑地制度(人工地盤型) 公共公益施設の緑化 公園緑地の整備 都市公園の整備
啓 普 及	春季における都市緑化推進運動、全国「みどりの愛護」のつどい、都市緑化月間、全国都市緑化フェア、全国都市緑化祭、各種顕彰活動、都市緑化基金の活用、社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)の活用、技術開発等		

緑の基本計画制度

緑の将来像図

- ・都市公園の整備、緑地の保全、緑化の推進の総合的計画として市区町村が策定。
- ・公聴会の開催などにより、住民の意見の反映が義務付け。

- ・全国740市区町村で策定。(H16年度末現在)
- ・策定率は人口50万人以上の都市で100%、10万人以上の都市で90%



●神奈川県藤沢市緑の基本計画

都市公園等の整備

都市計画決定、用地取得等により公的に緑地を保全・創出

○国庫補助

・国は、用地取得(1/3)及び施設整備(1/2)に国庫補助

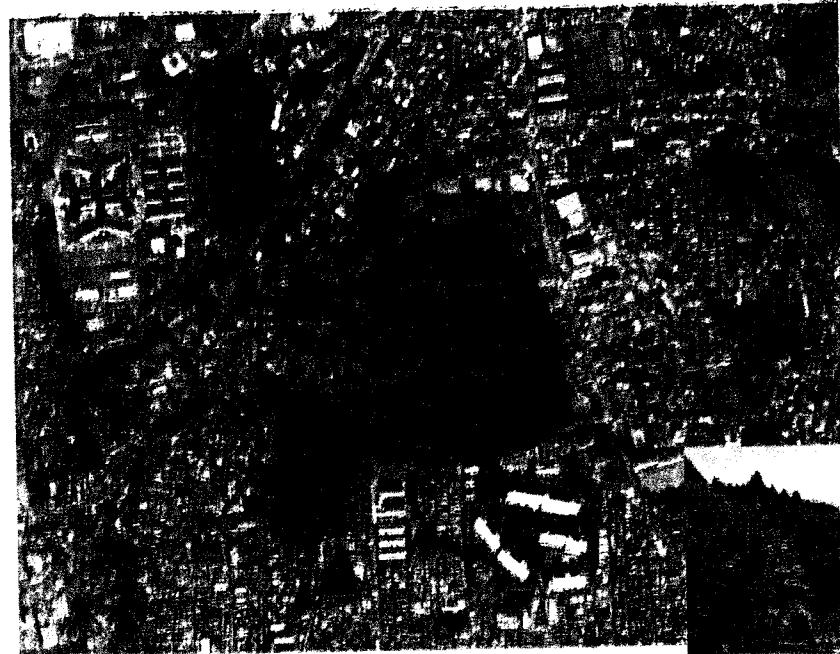
○税制措置(借地公園に用地を提供した場合)

・固定資産税が非課税(無償貸し付けの場合)

・相続税が4割評価減(契約期間20年以上などの条件を満たす場合)



↑ 雜木林や湿地、湧水などの保全・復元が行われている北本自然観察公園(埼玉県北本市・川島町)



生物の生息拠点の保全↑→
(神奈川県座間市座間谷戸山公園)



←市民参加による里山づくりが行われている舞岡公園(神奈川県横浜市)

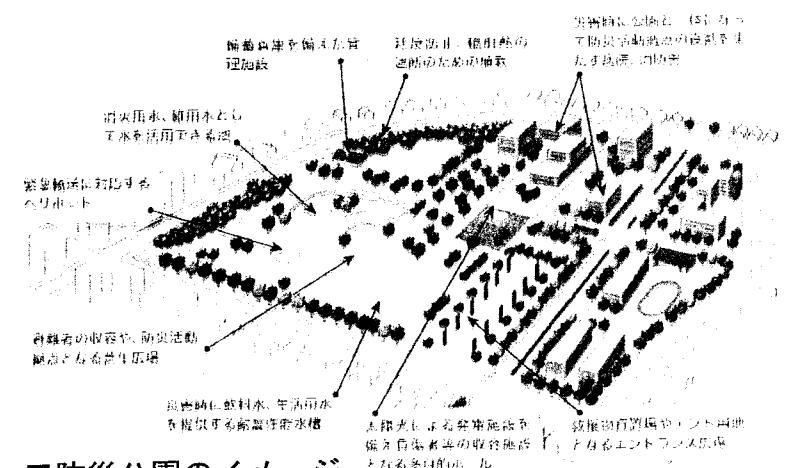
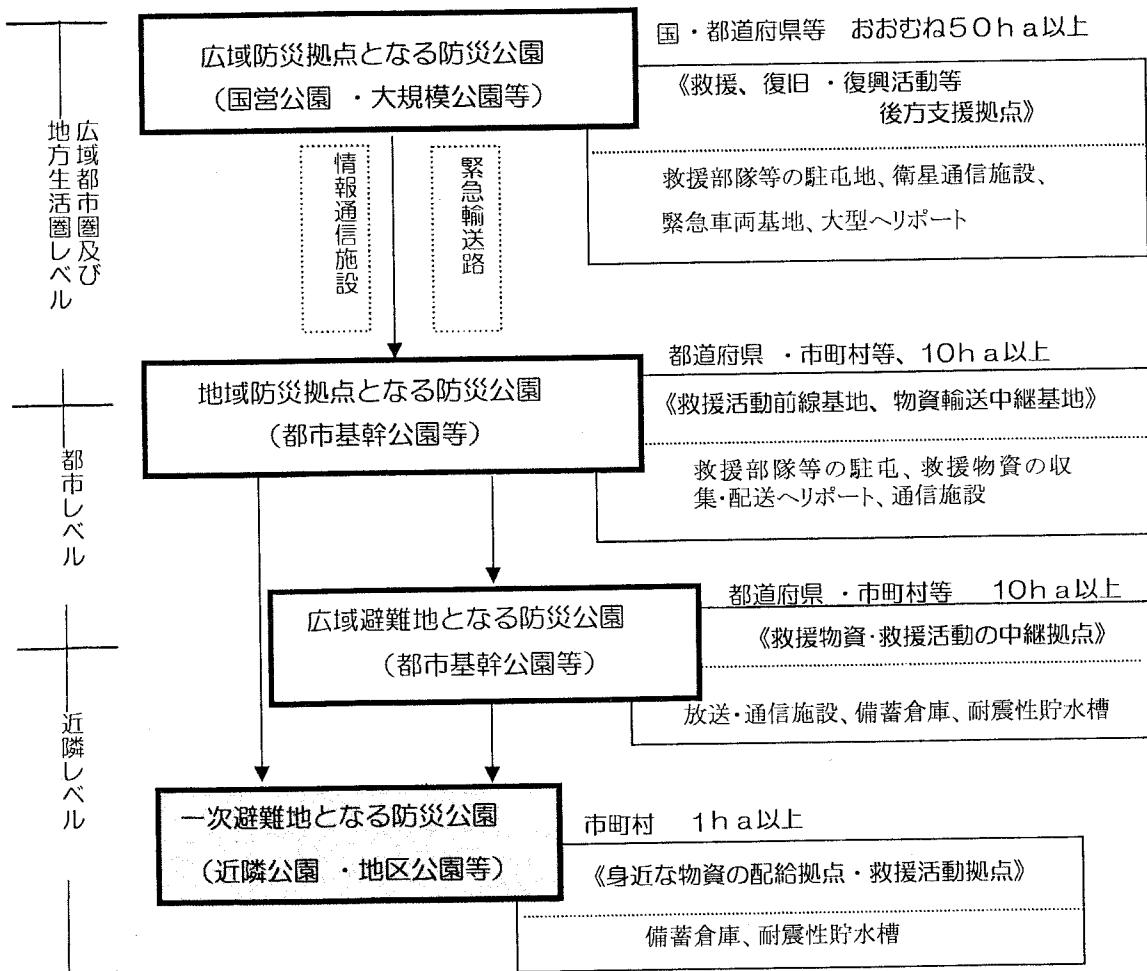


↑渡り鳥の中継地となる湿地が再生された谷津干潟(千葉県習志野市)

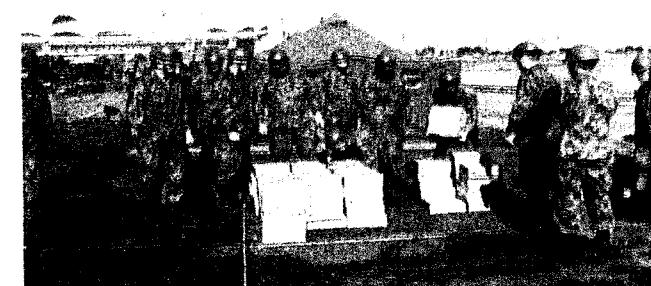
地震時に避難地や防災拠点となる防災公園の整備推進

都市の防災機能の向上を図るため、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する地域防災計画等に位置づけられる都市公園等について、緊急的に整備を推進している。

■救援活動からみた防災公園のネットワーク



■防災公園のイメージ



とやのがた

■鳥屋野潟公園（新潟県）

平成16年10月発生の新潟県中越地震による被災後、自衛隊等による被災市町村への物資の配達等の支援活動拠点として機能

特別緑地保全地区制度

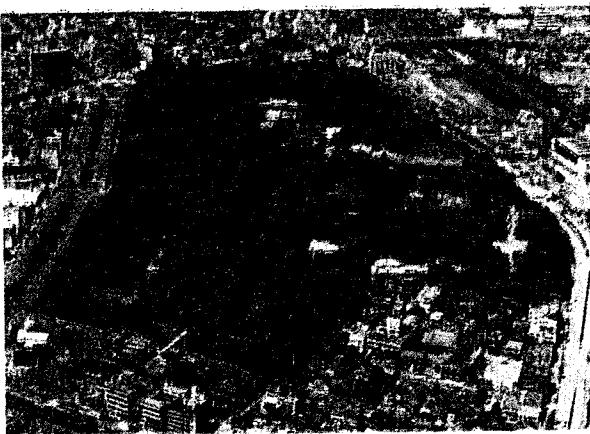
- ・都市において自然的環境を形成している緑地を都市計画に定め、開発行為等を許可制により規制し、現状凍結的に保全
- ・開発行為等が不許可の場合に土地の利用に著しく支障をきたす場合、土地所有者の申し出により、行政等が買入れ

○国庫補助

- ・国は、土地の買入れ(1/3)及び保全利用施設の整備(1/2)に国庫補助

○税制措置

- ・固定資産税が最高1/2の評価減(管理協定を締結すれば非課税)
- ・相続税が山林・原野については8割評価減(管理協定と併用すればさらに2割評価減)



熱田神宮特別緑地保全地区
(愛知県名古屋市)



小沢城址特別緑地保全地区
(神奈川県川崎市)

○指定状況(H16年度末現在)
325地区、約1,770ha
(近郊緑地特別保全地区を除く)



柏江弁財天池特別緑地保全地区(東京都柏江市)

市民緑地制度

- ・地方公共団体が土地所有者と契約し、雑木林・屋敷林などの民有緑地を管理するとともに、地域住民が利用する緑地として公開
- ・案内板、ベンチなど、必要に応じ、利用や管理に必要な施設を整備。
- ・企業敷地内の緑地、人工地盤上の緑地などを市民緑地に指定することも可能。

○国庫補助

- ・市民緑地契約に基づく施設整備(緑地環境整備総合支援事業:面積要件2ha以上)

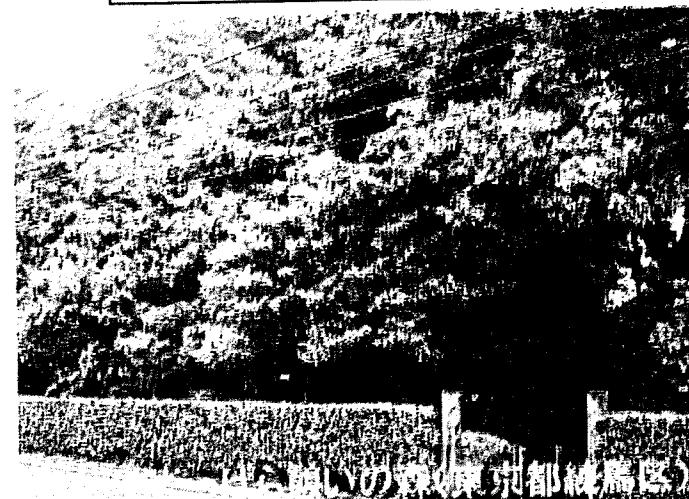
○税制措置

- ・固定資産税が非課税(地方公共団体に無償貸し付けの場合)
- ・相続税が2割評価減(契約期間20年以上などの条件を満たす場合)

○契約締結状況:110地区、約82ha(H16年度末現在)



←北烏山九丁目屋敷林市民緑地(東京都世田谷区)



北烏山九丁目屋敷林市民緑地(東京都世田谷区)

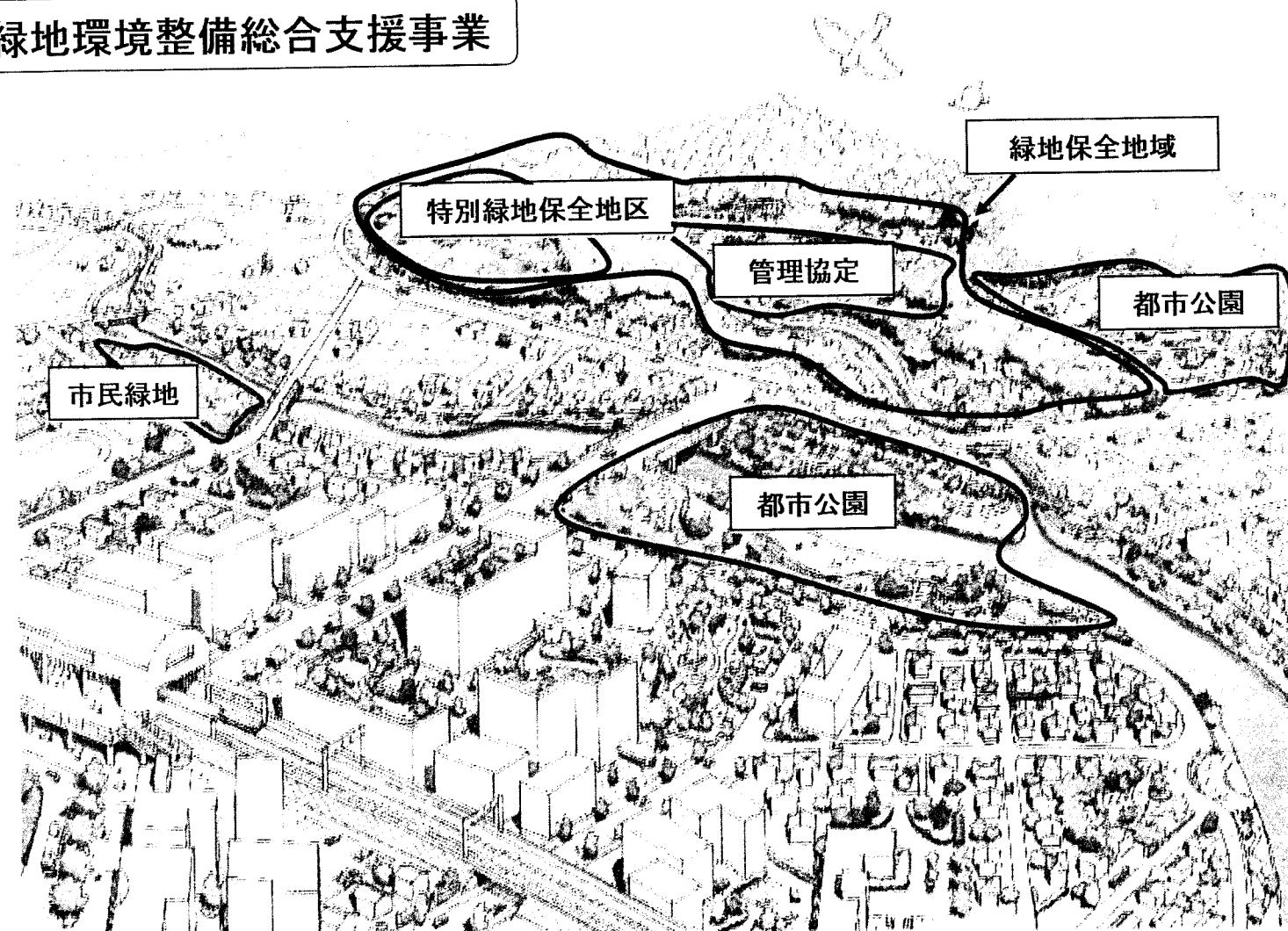


第1号市民の森(埼玉県鎌ヶ島市)

緑地環境整備総合支援事業

緑とオープンスペースの確保が課題とされる都市において、緑の基本計画等に基づく
都市公園の整備、緑地保全事業、市民緑地の公開に必要な施設整備などを総合的に
支援することにより、水と緑のネットワークの形成を推進。

緑地環境整備総合支援事業



生産緑地地区制度

- ・農林漁業との調和を図りつつ、良好な都市環境を確保するため、市街化区域内農地のうち、良好な生活環境の確保に相当の効果があり、かつ公共施設等の敷地に適しているもの等の要件を満たすものを生産緑地地区として都市計画決定し、建築行為等を許可制により規制。
- ・農林漁業の主たる従事者が死亡等の理由により従事することができなくなった場合、または生産緑地地区として告示された日から30年が経過した場合には市町村長に買取りを申し出ることができる。

○税制措置

- ・固定資産税：宅地並み課税の適用除外、農地として課税
- ・相続税：
 - ・残営農年数等により3.5～0.5割評価減
 - ・相続人が営農を継続している場合、納税猶予（相続人が死亡の日に免除）

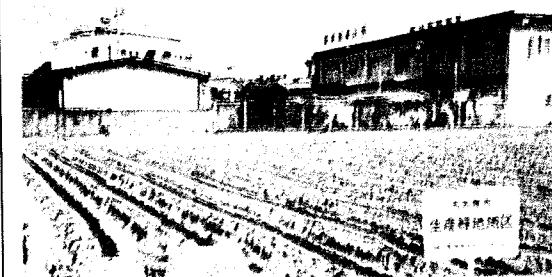
<参考：農地に係る相続税納税猶予制度>

- ①相続人が営農を継続している場合納税猶予（20年を経過する日等の場合免除）
- ②三大都市圏の特定市街化区域農地等は納税猶予制度は適用しない。
- ③上記に係わらず生産緑地地区内の農地等に限り納税猶予制度を適用。但し、相続税額が免除されるのは相続人死亡の日。

○都市計画決定状況

(H16年度末現在)：

約64,400地区、約14,700ha



生産緑地地区(愛知県名古屋市)



生産緑地地区(埼玉県川越市)

緑化地域制度

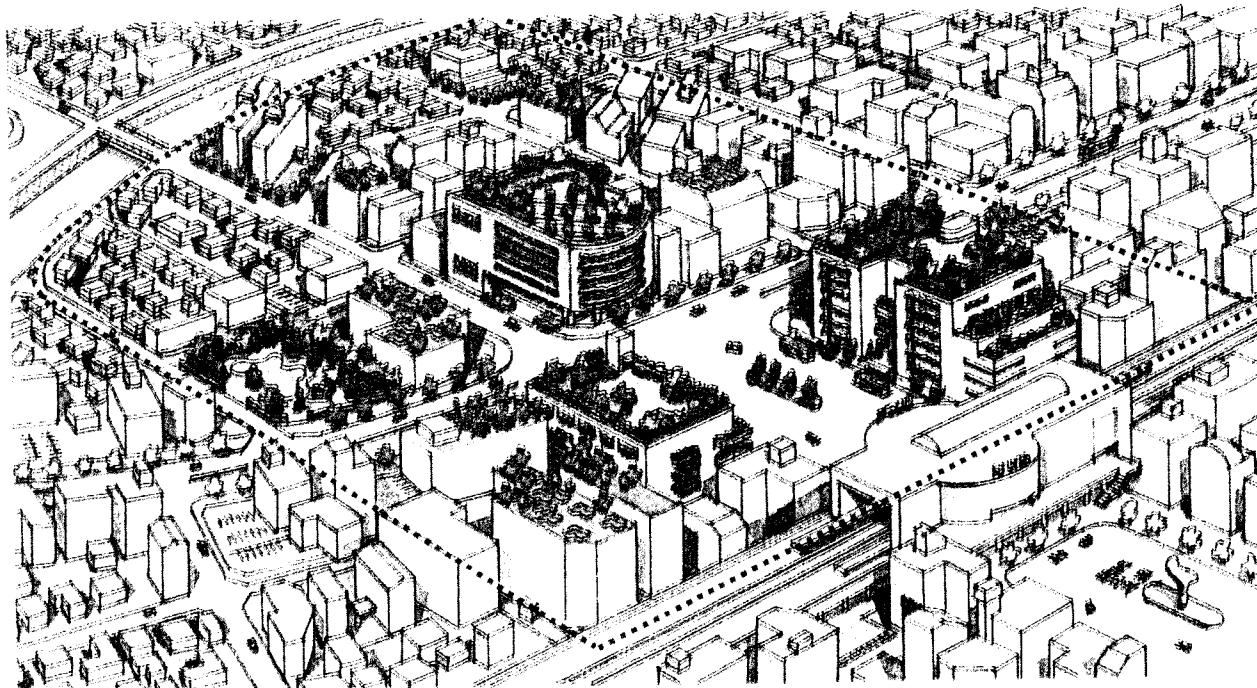
緑化地域制度：

緑が不足している市街地などにおいて、都市計画における地域地区として市町村が「緑化地域」の都市計画決定を行うことにより、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けることができる制度。(平成16年度創設)

地区計画緑化率条例制度：

地区計画において緑化地域と同様の緑化率規制を行う。(平成16年度創設)

緑化地域のイメージ



緑化施設整備計画認定制度

建築物の敷地内の空地・屋上などの緑化に関する事業者の緑化施設整備計画を市町村長が認定し、認定された計画に従って事業者が緑化施設を整備する場合、緑化施設に関する固定資産税の特例措置が講じられる。

○税制措置(緑化施設に係る固定資産税)

・緑化義務のない場合 課税標準1／2(5年間)

※地区計画等緑化率条例による制限を受けない緑化重点地区内の認定緑化施設(建築敷地面積1,000m²以上)

※緑化地域等内の認定緑化施設(建築敷地面積300m²以上)

・緑化義務のある場合 課税標準1／3(5年間)(義務履行に必要な最低限度部分を除く)

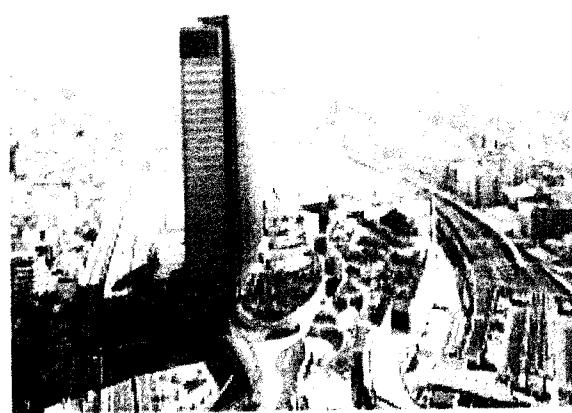
※緑化地域等内の認定緑化施設(建築敷地面積300m²以上)

○活用状況(平成18年4月現在)

18地区、約5.2haの緑地が創出



約18,000m²の緑地を創出した六本木六丁目
第一種市街地再開発事業(東京都港区)



約7,600m²の緑地を創出したなんばパークス
(大阪府大阪市)

緑地協定制度

- ・住民等が自らの発意で協定を締結し、民有地の緑地を保全・創出
- ・土地所有者等全員の合意による「全員協定」と、民間事業者等が分譲前に定める
「一人協定」がある。

○締結状況(H16年度末現在)

- ・全国で、1, 788地区、合計約6, 140ha



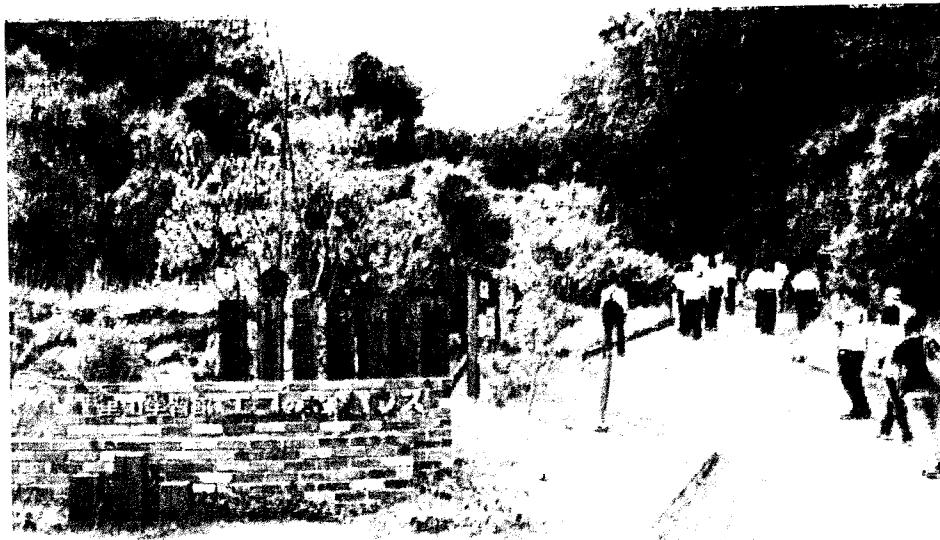
佐倉市染井野住宅(千葉県佐倉市)



仙台泉区泉パークタウン桂地区(宮城県仙台市)

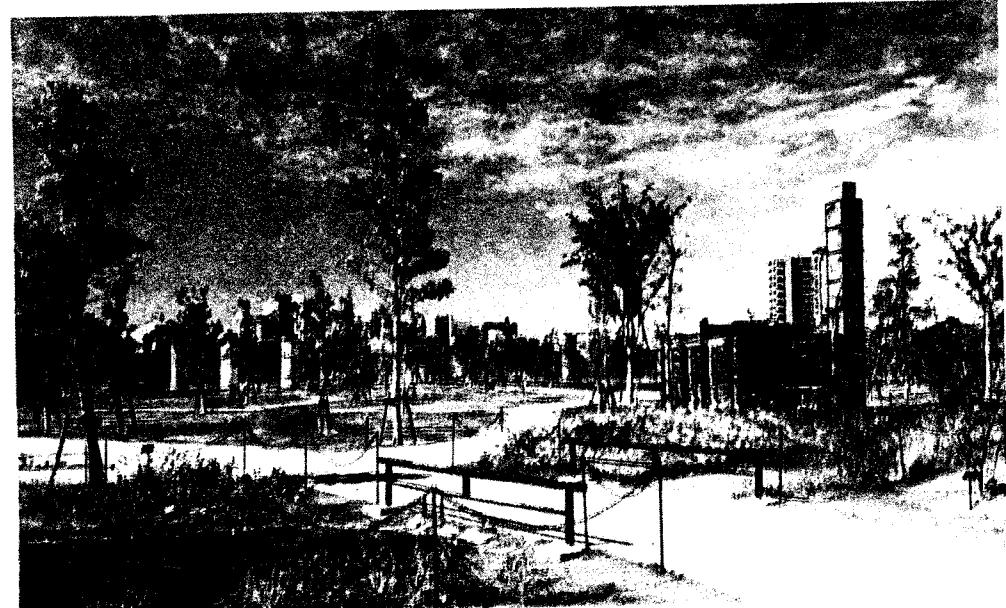
社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES:シージェス)

企業等による緑の保全・創出活動を通じた社会や環境への貢献度を、適正な基準で評価・認定



環境教育の場として里山を保全・整備・活用(トヨタ自動車株式会社「トヨタの森」フォレスタヒルズ林(愛知県豊田市))

- ・三井住友海上、トヨタ、森ビル、ソニー、ノリタケ、東京ガス、アサヒビール、エーザイ、富士通など14企業が認定
- ・平成17年9月に、愛・地球博会場で第1回認定式



一般に開放された公園のような企業緑地((株)ノリタケカンパニーリミテッド(愛知県名古屋市))



社会・環境貢献緑地評価システム2005 SEGES 認定式



都市のみどりに関する税制

規制の程度に応じて税制を措置

分類	制度等	制度概要	固定資産税 都市計画税	相続税
公園 (借地公園)	都市公園	・土地所有者との貸借契約により土地物件に関する権原を借り受けて都市公園を開設。	・非課税(地方公共団体に無償貸し付けの場合)	・4割評価減 (契約期間20年以上などの条件を満たす場合)
契約	市民緑地	・地方公共団体等が土地所有者と契約を結び、地域の人々の利用に公開	・非課税(地方公共団体に無償貸し付けの場合)	・2割評価減 (契約期間20年以上などの条件を満たす場合)
	緑地保全地域	・里山などの都市近郊の緑地、広域的な緑地を、届出、命令制により保全	_____	_____
地区等	特別緑地保全地区 (近郊緑地特別保全地区を含む)	・良好な自然環境を形成している緑地を対象に、開発行為を許可制により規制し、現状凍結的に保全	・最高1/2の評価減 (管理協定と併用すれば非課税)	・山林、原野については8割評価減 (管理協定と併用すればさらに2割評価減) ・延納利子税の利率を、課税相続財産の価額に占める不動産等の価額の割合が、50%以上の場合:3.6%、50%未満の場合:4.2%とする。
	管理協定	・緑地保全地域、特別緑地保全地区の管理について、地方公共団体等が土地所有者と協定	・非課税(地方公共団体に無償貸し付けの場合)	・管理協定区域が特別緑地保全地区内において定められた場合は、特別緑地保全地区としての評価減に加え更に2割評価減
地区等	地区計画緑地保全条例	・条例に基づく許可制により、地区内の貴重な緑地を現状凍結的に保存	_____	_____
	生産緑地地区	・市街化区域内農地を都市計画決定し建築行為等を許可制により規制	・宅地並み課税の適用除外、農地として課税	・残営農年数等により3.5~0.5割評価減 ・相続人が営農継続の場合、納税猶予(相続人が死亡の日に免除) <参考:農地に係る相続税納税猶予制度> ①相続人が営農を継続している場合納税猶予(20年を経過する日等の場合免除) ②三大都市圏の特定市街化区域農地等は納税猶予制度は適用しない ③上記②に係わらず生産緑地地区内の農地等に限り納税猶予制度を適用。但し、相続税額が免除されるのは相続人死亡の日。
認定	歴史的風土特別保存地区	・古都における歴史的風土を保存するため、開発行為を許可制により規制し、現状凍結的に保存	・固定資産税を課さない場合、基準財政収入額の特例	・行為制限の内容を踏まえて評価減 ・林地の場合、更に3割評価減 ・延納利子税の利率を、課税相続財産の価額に占める不動産等の価額の割合が、50%以上の場合:3.6%、50%未満の場合:4.2%とする。
	市民農園	・地方公共団体が借地を行い、市民利用に供する分区園を整備 ・特定市民農園:賃付期間20年以上等一定の要件を満たすもの	・無償貸し付けの場合非課税 ・有償の場合課税することが可能	・2割評価減(特定市民農園の場合、3割評価減) ・生産緑地ではさらに生産緑地としての評価

社会资本整備重点計画

- 昭和47年度より平成14年度の期間において、6次にわたる都市公園等整備五(七)箇年計画により、都市公園の量的拡大を推進し、平成14年度末の1人当たり公園面積は、昭和47年度末と比較して約3倍に増加。
- 平成16年度より、社会资本整備重点計画に定められる重点目標の達成を図るため、公共事業の総合的・横断的な指標を設定し、緑とオープンスペースの質的・量的な向上に資する施策の展開を図っている。

■都市公園等整備五(七)箇年計画の推移

	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次
年 度	S47 ~ S50	S51 ~ S55	S56 ~ S60	S61 ~ H2	H3 ~ H7	H8 ~ H14
整備量(ha)	(8,698) 16,500	(10,176) 14,400	(12,362) 12,011	(12,862) 9,220	(13,766) 14,210	(19,469) 32,600
1人当たり面積 (m ² /人)	(3.4) 2.8 → 4.2	(4.1) 3.4 → 4.5	(4.9) 4.1 → 5.0	(5.8) 4.9 → 5.7	(7.1) 5.8 → 7.0	(8.5) 7.1 → 9.5

注: ()書きは、実績

指標「1人当たり公園面積」
昭和47年度末: 2.8 m²/人 → 平成14年度末: 8.5 m²/人 約3倍に増加

総合的・横断的な指標の設定
→ 緑の質的・量的な向上を推進

■社会资本整備重点計画における公園緑地関係の指標

都市域における水と緑の公的空間確保量
【12m²/人(H14) → 13m²/人(約1割増)(H19)】

重点目標「水・緑豊かで美しい都市生活空間等の形成」の達成を図るため、都市公園以外の緑地を含む横断的な指標を設定
○構成要素：都市公園等の公園緑地／緑地の保全、民有地の緑化／道路、港湾、空港周辺地域等での緑化 等

H17末(速報値) : 約8%増

一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合
【9%(H14) → 25%(H19)】

重点目標「大規模な地震、火災に強い国土づくり」の達成を図るため、広域避難地等の整備を指標として設定
○備蓄倉庫・耐震性貯水槽・放送施設を備える10ha以上のオープンスペースが1箇所確保された大都市(20万人以上)

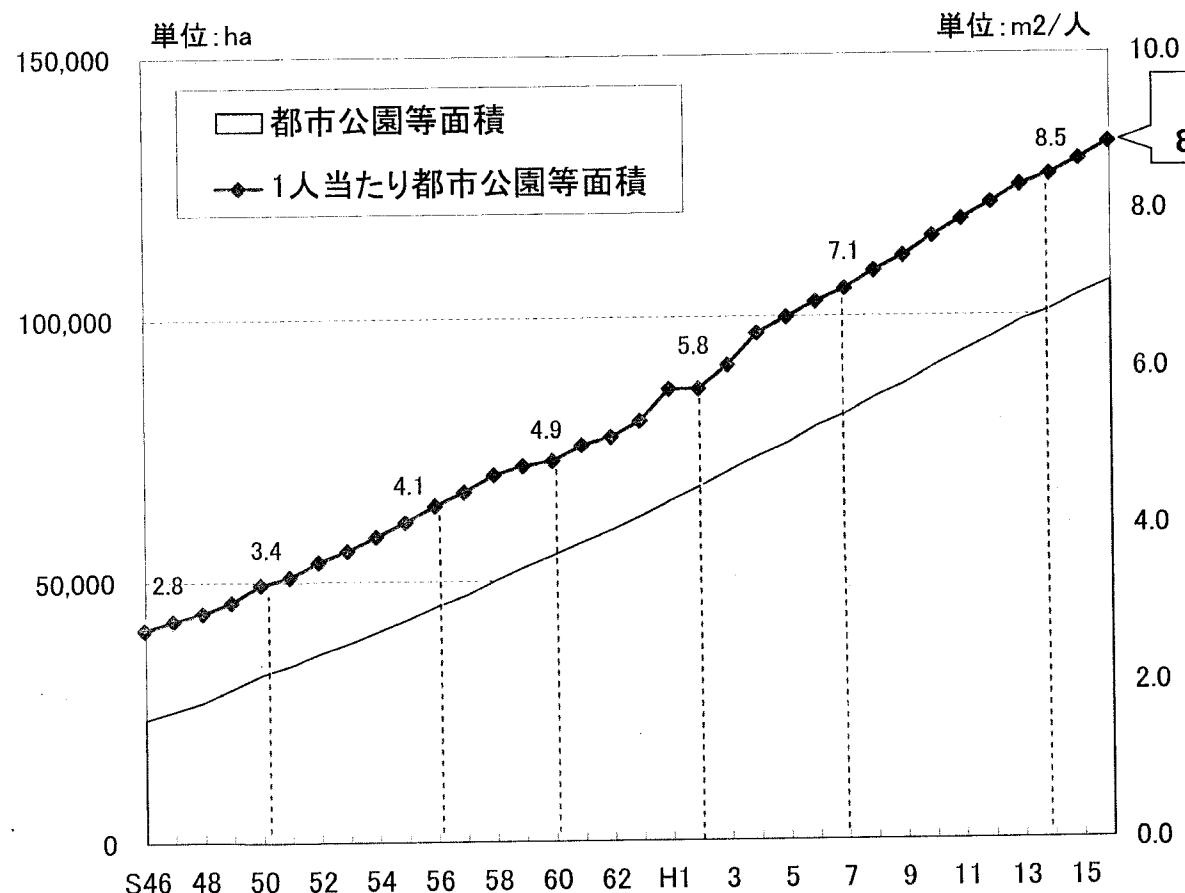
H17末(速報値) : 約13%

出典: 国土交通省資料

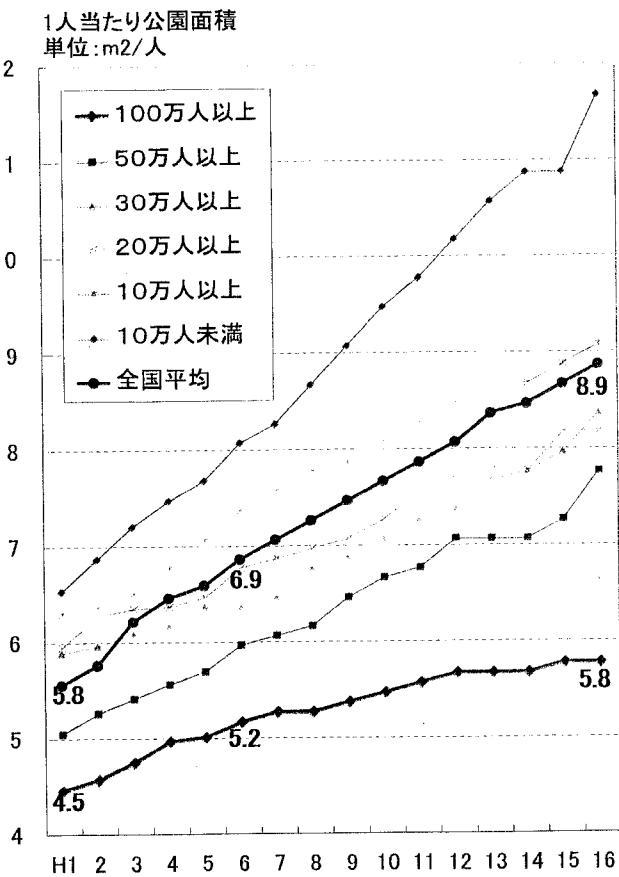
都市公園の整備状況

10年前（平成6年度末）と比較して、全国の1人当たり都市公園等面積は約3割増と進捗しているが、人口100万人以上の都市においては約1割増加に留まっている。

■都市公園等面積と一人当たり公園面積の推移



■都市規模別1人当たり都市公園等面積の推移

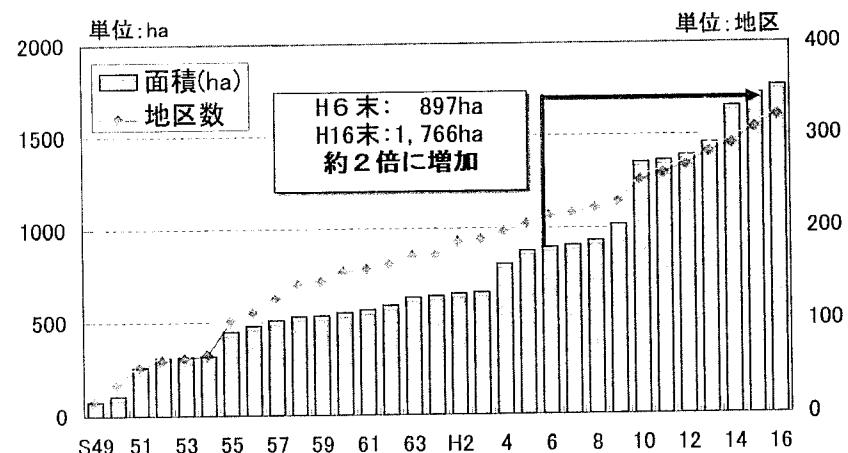


出典:国土交通省資料

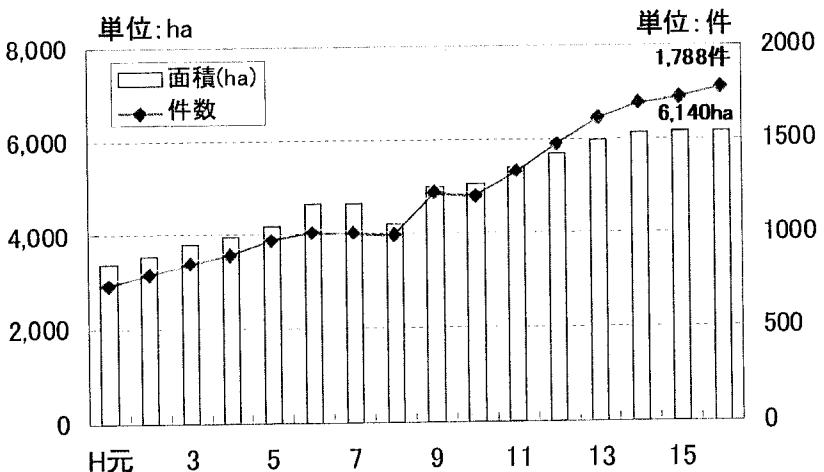
緑地の保全・緑化の推進状況

特別緑地保全地区の指定面積は、10年前(H6年度末)と比較して約2倍に増加している。緑地協定や市民緑地の契約締結、緑化施設整備計画の認定等の都市における緑化推進の取組が進展している。

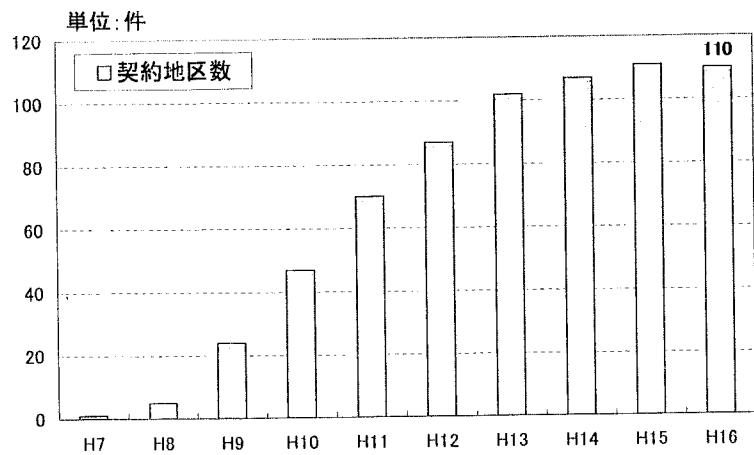
■特別緑地保全地区指定面積の推移



■緑地協定件数と面積の推移



■市民緑地の契約締結件数の推移



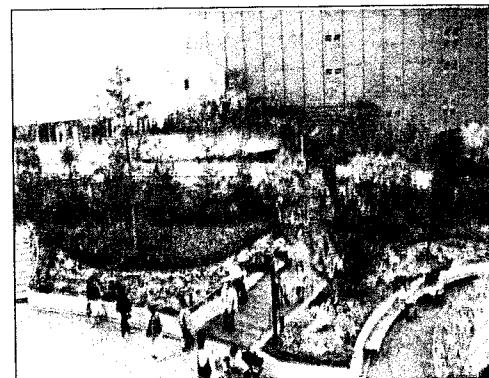
■緑化施設整備計画の認定状況 (平成18年4月現在)

認定件数 : 18件

緑化面積合計 : 約5.2ha

○認定制度の概要

- ・建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画(緑化施設整備計画)を市町村長が認定
- ・事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることが可能

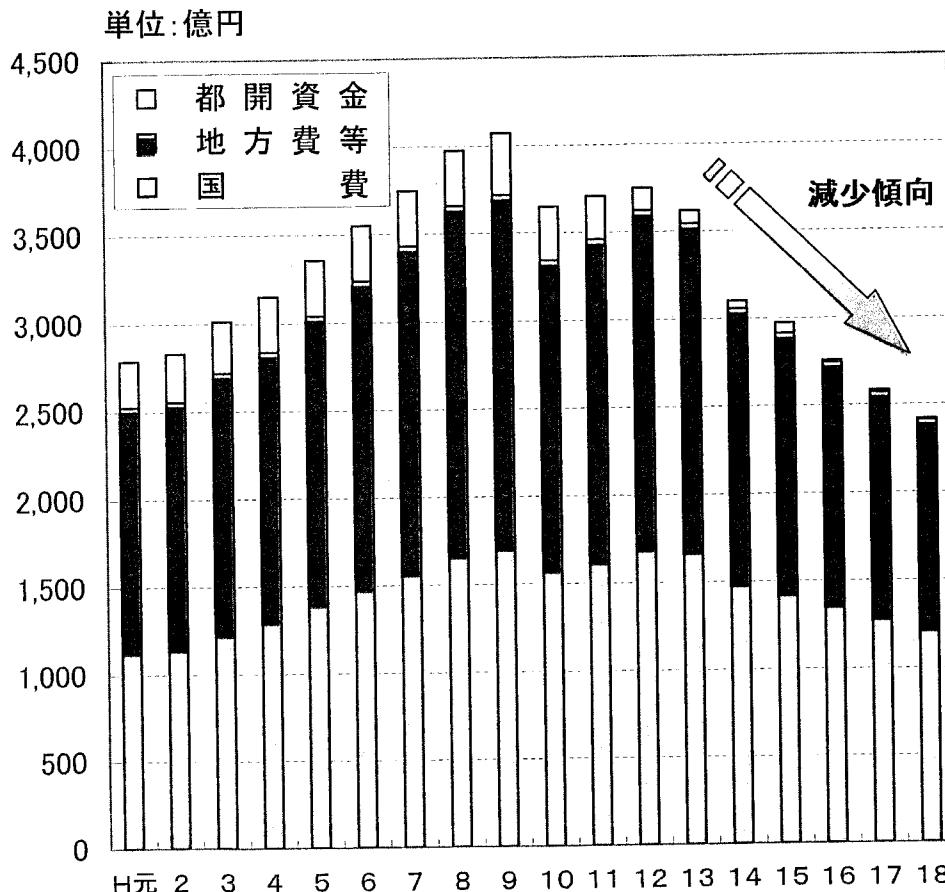


認定例：なんばパークス（大阪市）
出典：国土交通省資料

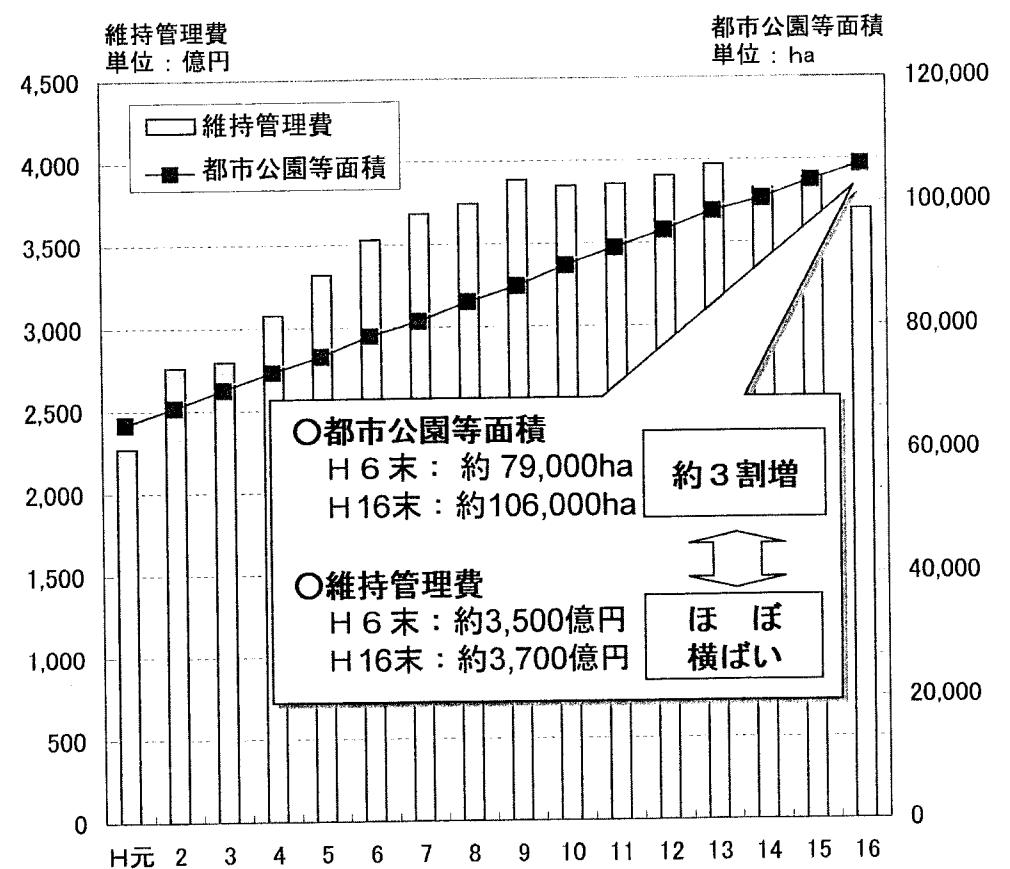
都市公園等事業の予算の推移

- ・平成9年度以降、都市公園等の整備に係る予算(当初予算ベース)は近年減少傾向にある。
- ・都市公園等の整備の進捗に伴い、全国の都市公園等面積は10年前(H6年度末)と比較して約3割増加しているが、維持管理費はほぼ横ばいとなっている。

■都市公園等整備事業の予算(当初予算)の推移



■全国の都市公園等面積と維持管理費の推移



出典：国土交通省資料